

○寒川町都市公園条例

昭和54年10月1日条例第13号

改正

平成9年12月22日条例第24号

平成17年3月28日条例第11号

平成17年9月27日条例第29号

平成25年4月1日条例第15号

平成28年3月22日条例第13号

平成30年3月22日条例第12号

寒川町都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下第1条の5において「移動等円滑化法」という。）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、寒川町の都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

(都市公園の配置及び規模の技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(町長が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 町長が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.

25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置等に関する基準)

第1条の5 移動等円滑化法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次に定めるところによる。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）が利用する特定公園施設（移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）の新設、増設又は改築を行うときは、別表第1で定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前号の規定によらないことができる。

(都市公園の設置、区域の変更及び廃止)

第2条 町長は、都市公園を設置するときは、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

2 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、その名称、位置、変更に係る区域及び区域の変更又は廃止に係る期日を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 物品を販売し、又は配布すること。

(2) 営業として、写真及び映画の撮影又はテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 花火等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、当該都市公園の名称、行為の目的、行為の期間、行為の場所、公園施設又は行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときその他公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすと認めるときを除き、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れること。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、都市公園の管理上支障がある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第6条 町長は、都市公園の損傷その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設（町が設置する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は別表第2のとおりとする。

- 2 有料公園施設の供用期間、供用時間その他供用について必要な事項は、町長が別に定める。
- 3 有料公園施設を使用しようとする者は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の許可に際し、有料公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準)

第7条の2 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（運動施設の敷地面積の上限）

第7条の3 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

（公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項）

第8条 法第5条第1項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の設置許可を受けるとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

イ 都市公園の名称

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所及び面積

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の管理方法

ク 工事实施の方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ その他規則で定める事項

(2) 公園施設の管理許可を受けるとき。

- ア 前号ア及びイに掲げる事項
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他規則で定める事項

(3) 許可事項の変更許可を受けるとき。

- ア 第1号ア及びイに掲げる事項
- イ 既に受けた許可年月日及び許可番号
- ウ 変更する事項
- エ 変更する理由
- オ その他規則で定める事項

(占用の許可等の申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 都市公園の名称
- (3) 占用の目的
- (4) 占用の期間
- (5) 占用の場所及び面積
- (6) 占用物件の種類及び構造
- (7) 占用物件の管理方法
- (8) 工事实施の方法
- (9) 工事の着手及び完了の時期
- (10) 都市公園の復旧方法
- (11) その他規則で定める事項

2 法第6条第3項の変更許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 既に受けた許可年月日及び許可番号
- (3) 変更する事項

- (4) 変更する理由
- (5) その他規則で定める事項

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部又は外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造に影響を及ぼさない内部の模様替え  
(監督処分)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 第3条の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、第3条の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければ

ばならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第10条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を新聞紙に掲載すること。

2 町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第10条の5 町長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第10条の6 町長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の許可又は第3条第1項若しくは第7条第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。

（届出）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やか

にその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 法第10条第1項又は第10条の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の許可又は第3条第1項の許可を受けた者が、住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(使用料)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額が年額をもつて定められている場合において、使用期間が1年に満たないとき又は1年未満の端数を生じたときは月割とし、なお1月未満の端数が生じたときは1月として計算し、使用料の額が月額をもつて定められている場合において、使用期間が1月に満たないとき又は1月未満の端数を生じたときは1月として計算する。

3 使用料の額が面積をもつて定められている場合において、使用面積が1平方メートルに満たないとき又は1平方メートル未満の端数を生じたときは1平方メートルとし、使用料の額が長さをもつて定められている場合において、使用の長さが1メートルに満たないとき又は1メートル未満の端数を生じたときは1メートルとして計算する。

(使用料の徴収方法)

第14条 使用料は、許可の際これを納付しなければならない。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の使用料は、それぞれ当該年度の5月31日までに納付するものとする。

2 町長は、前項の使用料の納付がないときは、その使用の許可を取り消すものとする。

(使用料の免除)

第15条 町長は、公益上必要がある場合その他規則で定める場合は、使用料を免除することができる。

(既納使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他第13条第1項に規定する者の責めに帰することができない理由により使用できなくなつたとき。
- (2) その他町長が正当な理由があると認めたとき。

(指定管理者による管理)

第17条 有料公園施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (2) 有料公園施設の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が別に定める業務

3 指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年寒川町条例第18号）の定めるところによる。

(有料公園施設の利用料金)

第18条 第7条第3項の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める額の利用料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額が1時間を単位として定められている場合において、使用時間が1時間に満たないとき又は1時間未満の端数を生じたときは、1時間として計算する。

3 利用料金の徴収方法については、第14条の規定を準用する。この場合において、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、有料公園施設の個人利用料金は、別表第5で定める回数使用券の購入をもつて納付することができる。

5 指定管理者は、特に必要があると認め、かつ、町長の承認を得た場合又は規則で定める場合は、利用料金を免除することができる。

6 既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認め、かつ、町長の承認を得た場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

7 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第6条の規定による使用の禁止又は制限に違反して都市公園を使用した者
- (4) 第10条の規定による町長の命令に違反した者

2 偽りその他不正な手段により使用料若しくは利用料金を免れ又は使用料算出の基礎となる数値を偽った者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条各本項の過料を科する。

(公園管理者の権限代行者の地位)

第21条 法第5条の11の規定により町長に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、町長とみなす。

(公園予定区域等について準用)

第22条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に権原に基づいて、都市公園内において行為又は占有している者は、この条例の相当規定により町長の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成9年12月22日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、さむかわ中央公園（寒川総合体育館を含む。）に関する改正規定（さむかわ中央公園の占用許可手続及び使用料の徴収並びに寒川総合体育館の使用許可手続及び使用料の徴収については除く。）は、平成10年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に町長の占用許可を受けている者は、この条例の規定により占用の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成17年3月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月27日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町都市公園条例（以下「新条例」という。）第17条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町都市公園条例の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則（平成25年4月1日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、第7条の2の次に1条を加える改正規定及び第21条の改正規定は同年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2に規定するパンプトラックさむかわに係る指定管理者の指定の手續等及び使用に関する手續は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

別表第1（第1条の5関係）

項	施設	基準
1	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場のうち1以上のもの</p>	<p>(1) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(2) 第1項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> <p>出入口</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (5)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>

		<p>(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p>
	通路	<p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
	階段 （その踊場	<p>(1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

	<p>を 含 む 。 以 下 同 じ 。 )</p>	<p>(4) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路が併設されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p>
	<p>傾 斜 路  ( 階 段 又 は 段 に 代 わ り 、 又 は こ</p>	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(6) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>

		れ に 併 設 す る も の に 限 る 。 )	
2	屋根付広場のうち1以上のもの	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	
		出 入 口	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
3	休憩所のうち1以上のもの及び管理事務所	<p>(1) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項の基準に適合するものであること。</p>	
		出	(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただ

		<p>入口</p>	<p>し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>
		<p>カウンターのうち1以上のもの</p>	<p>車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>
<p>4</p>	<p>野外劇場及び野外音楽堂</p>		<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項の基準に適合するものであること。</p>

		出入口	第2項出入口の基準に適合するものであること。
		観覧スペース	<p>当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合 は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員 が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じ て得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用す ることができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧ス ペース」という。）を設けること。なお、車いす使用者用観 覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければな らない。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120 センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこ と。</p> <p>ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵そ の他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設け られていること。</p>
		出入口と車いす使用者	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただ し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場 合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のな いものとした上で、幅を80センチメートル以上とするこ とができる。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過す る際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段 を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただ</p>

		<p>用 観 覧 ス ペ ー ス 及 び 便 所 と の 間 の 経 路 を 構 成 す る 通 路</p>	<p>し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
5	<p>駐車場のうち1以上のもの</p>		<p>当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす</p>

		<p>使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p>
	<p>車 い す 使 用 者 専 用 駐 車 施 設</p>	<p>(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
<p>6</p>	<p>便所</p>	<p>(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。 (3) (2)の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>便 所 の う ち</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p>

	1 以上	<p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(2) (1) アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ウ) に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(3) (1) アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p>
--	---------	--

			<p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>オ 便所のうち1以上の項（2）アの（ア）及び（オ）並びにイの基準に適合していること。</p> <p>（4） （1）イの便所は、（2）ア（ア）から（ウ）まで及び（オ）並びに（3）イからエまでの規定に定める基準に適合するものでなければならない。</p>
7	水飲場及び手洗場のうちそれぞれ1以上のもの	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	
8	掲示板及び標識	<p>（1） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>（2） 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>	
9	本表の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識のうち1以上のもの	第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。	

別表第2（第7条関係）

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
-------	-----------

さむかわ中央公園	寒川総合体育館
	パンプトラックさむかわ

別表第3（第13条関係）

1 公園施設の設置許可による土地の使用料

公園施設の種類	単位	金額
施設の種別を問わず	1平方メートルにつき1年	450円

2 公園施設の管理許可による施設の使用料

公園施設の種類	単位	金額
寒川総合体育館喫茶室	1月につき	94,000円
その他の施設	1平方メートルにつき1年	200円

備考 電気、都市ガス、上下水道の使用料は、使用者の負担とする。

3 都市公園の占用許可による使用料

寒川町道路占用料条例（昭和63年寒川町条例第5号）別表に掲げる区分により同表で定める額

4 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
物品販売、その他これに類する行為	1平方メートルにつき1日	200円
営業として行う撮影記録、写真撮影会	1日	4,000円
営業として行う映画撮影会又は興行	1日	11,000円
競技会、展示会、集会その	1平方メートルにつき1日	10円

他これらに類する行為		
------------	--	--

別表第4（第18条関係）

1 寒川総合体育館

(1) 専用使用

施設区分		金額
メインアリーナ	1/2	1時間 1,400円
	全面	1時間 2,800円
サブアリーナ	全面	1時間 1,300円
武道場	1/2	1時間 400円
	全面	1時間 800円
弓道場	全面	1時間 500円
会議室	1室	1時間 100円
	2室	1時間 200円
	全室	1時間 300円
多目的室	1/2	1時間 400円
	全室	1時間 800円

備考 寒川総合体育館を次に掲げる各号のいずれかで使用する場合は、この表に定める金額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 30
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 5
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2
- (2) 個人使用

施設区分	金額
メインアリーナ・サブアリーナ・多目的室・武道場・弓道場・ランニングコース	1 使用時間帯の区分につき 大人 200円 小人 100円
トレーニングルーム	1 回につき 400円
スポーツサウナ	1 回につき 600円

#### 備考

- 1 小人とは、小学生（小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）に在学する者をいう。以下同じ。）及び中学生（中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）とする。
- 2 小学校就学前の者が使用する場合は、無料とする。
- 3 大人とは、小学校就学前の者及び小人以外の者とする。
- 4 トレーニングルームの使用は、1回につき連続する3時間以内とする。

#### 2 寒川総合体育館附属設備

施設区分				金額
照明設備	メインアリーナ	1 / 2 面	50%点 灯	1時間につき 500円
			全部点灯	1時間につき 1,000 円
	全面	50%点 灯	1時間につき 1,000 円	
			全部点灯	1時間につき 2,000 円

	サブアリーナ	全部点灯	1時間につき 1,000円
冷房設備	メインアリーナ観覧席		1時間につき 8,000円
	サブアリーナ		1時間につき 2,000円
	武道場	1/2面	1時間につき 750円
		全面	1時間につき 1,500円
暖房設備	メインアリーナ観覧席		1時間につき 10,000円
	サブアリーナ		1時間につき 2,000円
	武道場	1/2面	1時間につき 750円
		全面	1時間につき 1,500円
電光得点表示盤	メインアリーナ		1組1使用時間帯の区分につき 1,000円
放送設備			1式1使用時間帯の区分につき 2,000円
電動昇降ボタン			1回につき 300円

サブ操作卓		1回につき 400円
移動観覧席	メインアリーナ	1 / 2 (270席)
		全席 (540席)
1使用時間帯の区分につき 1,000円		
1使用時間帯の区分につき 2,000円		
ビデオプロジェクター	多目的室	1式1使用時間帯の区分につき 1,200円
音響設備	サブアリーナ	1回につき 400円
	多目的室	
簡易放送設備	武道場	1回につき 200円
	弓道場	
簡易電光得点表示盤		1式1回につき 200円
可動ステージ		1台1回につき 100円
フロアシート		1枚1回につき 100円
演台		1台1回につき 200円
いす		1脚1回につき 10円
マルチタイマー		1組1回につき 100円
机		1台1回につき 20円

備考 寒川総合体育館附属設備を次に掲げる各号のいずれかで使用する場合は、この表に定める金額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 30
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 5

(3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

### 3 パンプトラックさむかわ

#### (1) 専用使用

区分	金額
平日	使用時間帯1時間につき 10,000円
土曜日、日曜日及び祝日	使用時間帯1時間につき 20,000円

#### 備考

- 1 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日とする。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。
- 3 パンプトラックさむかわを次に掲げる各号のいずれかで使用する場合は、この表に定める金額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 30

(2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 5

(3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

#### (2) 個人使用

使用者区分	単位	金額		
		小人	中人	大人
町民	1時間	100円	200円	500円
町民以外			400円	1,000円

#### 備考

- 1 町民とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 小人とは、小学校就学前の者及び小学生とする。
- 3 中人とは、中学生とする。
- 4 大人とは、小人及び中人以外の者とする。

5 パンプトラックさむかわの使用は、1回につき連続する1時間以内とする。

別表第5（第18条関係）

回数使用券

種別	金額
1, 100円分回数使用券	1, 000円
3, 300円分回数使用券	3, 000円